

◆ペットの飼育で守ってほしい5か条

人と動物(ペット)がともに生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが大切です。

次の5か条を守っているか確認してみてください。

1. 動物の習性等を正しく理解し、最後まで、責任を持つこと

正しい飼い方の知識を持ち、動物の健康・安全に気を配り、最後まで責任を持って飼いましょ。

動物を虐待したり捨てることは犯罪です。

2. 危害や迷惑の発生を防止する

糞尿や毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚したりさせないようこまめにしよ。

動物に応じたしつけや訓練をしましよ。

3. むやみに繁殖させない

むやみに繁殖させて数が増えると、一匹一匹を適正に飼えなくなる場合があります。

生まれる全ての命に責任が持たないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましよ。

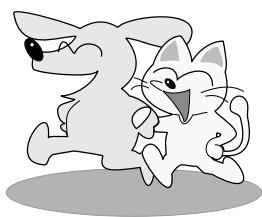
また、野良犬や猫への無責任なエサやりは、不幸な命が増える原因となります。飼わない場合は、安易にエサを与えないようしましよ。

4. 動物による感染症の知識を持つ

動物と人の双方に感染する病気について、正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましよ。

5. 所有者を明らかにする

盗難や迷子を防ぐためにも、マイクロチップ、名札などの標識をつけましよ。犬の場合は「犬鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を首輪につけましよ。



★飼い方のポイント

▼犬の場合

◆フンの後始末をしましよ

散歩中のフンは飼い主が必ず持ち帰りましよ。散歩中に排泄する習慣はしつけによって変えられます。

◆放し飼いはやめましよ

犬の放し飼いは法律で禁止されています。必ず首輪をつけてつないでおき、散歩の際もリード・引き綱をつけて放さないようしましよ。

▼猫の場合

近所の迷惑にならないようなるべく屋内または自宅敷地内飼育に努めましよ。屋外での放し飼いは怪我や事故に遭いやすくなります。

▼ペットの飼い方について、動物愛護指導センターで相談を受け付けています。

栃木県動物愛護指導センター

☎028(684)5458

▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係

☎(56) 9131

資源集団回収量のご報告

平成20年度に育成会・子ども会などで集められた資源物の量や、町内のコミュニティセンターや児童館に置かれている「紙パック回収ステーション」から回収された紙パックの量についてご報告します。参考までに平成19年度の回収量との比較も掲載しました。

前年に引き続いて布類の回収量が増えましたが、新聞紙・雑誌類・びん類の回収量が大幅に減ってしまい、合計の資源回収量が年々少なくなる傾向にあります。

普段「ごみ」として捨てられてしまうものの中にも「資源」は隠れています。今後ともごみの分別や集団回収にご協力をお願いします。

▼問い合わせ先＝住民生活課
生活環境係 ☎(56) 9131

資源品目	H20年度回収量(kg)	H19年度回収量(kg)	増減比
新聞紙	611,870	660,887	▲7.4%
雑誌類	173,090	178,912	▲3.3%
段ボール	87,740	85,900	2.1%
びん類	13,678	15,866	▲13.8%
布類	16,417	15,342	7.0%
金属類	19,036	18,880	0.8%
紙パック	4,250	3,950	7.6%
合計	926,081	979,737	▲5.5%

▲は減少したこと(マイナス)を表します。